

特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項

令和 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒 電話 () -
	本店又は主たる事務所の所在地	〒
	(フリガナ)	
	法 人 名	
	法 人 番 号	
	(フリガナ)	
代 表 者 氏 名		

特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項を提供します。

提供対象の最終親会計年度	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	
(最 提 供 者 が 最 終 親 会 社 等 以 外 の 場 合 等)	(フリガナ)	
	名 称	
	納 税 地	
	本店又は主たる事務所の所在地	最終親会社等が外国法人の場合 (所在国：)
	法 人 番 号	
代 表 者 氏 名		
特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項の提供年月日	令和 年 月 日	

税 理 士 署 名	
-----------	--

特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項の記載要領

- 1 この様式は、租税特別措置法第 66 条の 4 の 5（特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項の提供）に規定する特定多国籍企業グループ（同法第 66 条の 4 の 4 第 4 項第 3 号（特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供）に規定する特定多国籍企業グループをいいます。以下同じです。）に係る事業概況報告事項（同法第 66 条の 4 の 5 第 1 項に規定する事業概況報告事項をいいます。以下同じです。）を提供する場合に使用するものです。
- 2 この事業概況報告事項は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を使用して、最終親会計年度（租税特別措置法第 66 条の 4 の 4 第 4 項第 7 号に規定する最終親会計年度をいいます。以下同じです。）の終了の日の翌日から 1 年以内に、提供者の納税地の所轄税務署長に提供してください。
- 3 各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「納税地」欄は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次の所在地を記載してください。
 - イ 内国法人 その本店又は主たる事務所の所在地
 - ロ 恒久的施設を有する外国法人 恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもののうちその主たるものの所在地※ 国税局長等により納税地の指定を受けている場合には、指定された納税地を記載してください。
 - (2) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

なお、提供者が恒久的施設を有する外国法人である場合には、「本店又は主たる事務所の所在地」欄は国外の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
 - (3) 「法人番号」欄には、法人番号（13 桁）を記載してください（法人番号を有しない場合は記載不要です。）。
 - (4) 提供者が恒久的施設を有する外国法人である場合には、「代表者氏名」欄には恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載してください。
 - (5) 「提供対象の最終親会計年度」欄には、提供対象となる最終親会計年度を記載してください。
 - (6) 「(提供者が最終親会社等以外の場合) 最終親会社等」の各欄は、次により記載してください。
 - イ 事業概況報告事項の提供者が最終親会社等（租税特別措置法第 66 条の 4 の 4 第 4 項第 5 号に規定する最終親会社等をいいます。以下同じです。）である場合、記載は不要です。
 - ロ 事業概況報告事項の提供者が最終親会社等でない場合には、最終親会社等の名称、納税地、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号（法人番号を有しない場合は記載不要です。）及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

なお、最終親会社等が外国法人である場合、「納税地」欄の記載は不要であり、「本店又は主たる事務所の所在地」欄に国外の本店若しくは主たる事務所の所在地及び所在国又はその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び所在国を記載してください。
 - (7) 「特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項の提供年月日」欄には、この様式により事業概況報告事項の提供を行う最終親会計年度に係る最終親会社等届出事項（租税特

別措置法第 66 条の 4 の 4 第 5 項に規定する最終親会社等届出事項をいいます。以下同じです。) の提供を行った日付を記載してください (提供した内容を修正した場合には、最後に提供を行った日付を記載してください)。

なお、当該最終親会社等届出事項が未提供である場合には、速やかに提供してください。

(8) 事業概況報告事項を提供しなければならないこととされる内国法人及び恒久的施設を有する外国法人が複数ある場合において、当該内国法人及び恒久的施設を有する外国法人のうちいずれか一の法人がこれらの法人を代表して事業概況報告事項を提供する場合は、「特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項兼最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供」及び「最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供 (付表)」を提供してください。

(9) この様式には、租税特別措置法施行規則第 22 条の 10 の 5 第 1 項 (特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項の提供) に規定する次の事項を記載した書類のイメージデータ (PDF 形式) を添付してください。

イ 特定多国籍企業グループの構成会社等 (租税特別措置法第 66 条の 4 の 4 第 4 項第 4 号に規定する構成会社等をいいます。以下同じです。) の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに当該構成会社等間の関係を系統的に示した図

ロ 特定多国籍企業グループの構成会社等の事業等の概況として次に掲げる事項

(イ) 当該特定多国籍企業グループの構成会社等の売上、収入その他の収益の重要な源泉

(ロ) 当該特定多国籍企業グループの主要な 5 種類の商品若しくは製品又は役務の販売又は提供に係るサプライ・チェーン (消費者に至るまでの一連の流通プロセスをいいます。

(イ)において同じです。) の概要及び当該商品若しくは製品又は役務の販売又は提供に関する地理的な市場の概要

(ハ) 当該特定多国籍企業グループの商品若しくは製品又は役務の販売又は提供に係る売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額のうち当該合計額を商品若しくは製品又は役務の種類ごとに区分した金額の占める割合が 100 分の 5 を超える場合における当該超えることとなる商品若しくは製品又は役務の販売又は提供に係るサプライ・チェーンの概要及び当該商品若しくは製品又は役務の販売又は提供に関する地理的な市場の概要 ((ロ)に掲げる事項を除きます。)

(ニ) 当該特定多国籍企業グループの構成会社等間で行われる役務の提供 (研究開発に係るものを除きます。(イ)において同じです。) に関する重要な取決めの一覧表及び当該取決めの概要 (当該役務の提供に係る対価の額の設定の方針の概要、当該役務の提供に係る費用の額の負担の方針の概要及び当該役務の提供が行われる主要な拠点の機能の概要を含みます。)

(ホ) 当該特定多国籍企業グループの構成会社等が付加価値の創出において果たす主たる機能、負担する重要なリスク (為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれをいいます。)、使用する重要な資産その他当該構成会社等が付加価値の創出において果たす主要な役割の概要

(ヘ) 当該特定多国籍企業グループの構成会社等に係る事業上の重要な合併、分割、事業の譲渡その他の行為の概要

- ハ 特定多国籍企業グループの無形固定資産その他の無形資産（以下「無形資産」といいます。）の研究開発、所有及び使用に関する包括的な戦略の概要並びに当該無形資産の研究開発の用に供する主要な施設の所在地及び当該研究開発を管理する場所の所在地
 - ニ 特定多国籍企業グループの構成会社等の間で行われる取引において使用される重要な無形資産の一覧表及び当該無形資産を所有する当該構成会社等の一覧表
 - ホ 特定多国籍企業グループの構成会社等の中の無形資産の研究開発に要する費用の額の負担に関する重要な取決めの一覧表、当該無形資産の主要な研究開発に係る役務の提供に関する重要な取決めの一覧表、当該無形資産の使用の許諾に関する重要な取決めの一覧表その他当該構成会社等の中の無形資産に関する重要な取決めの一覧表
 - ヘ 特定多国籍企業グループの構成会社等の中の研究開発及び無形資産に関連する取引に係る対価の額の設定の方針の概要
 - ト 特定多国籍企業グループの構成会社等の間で行われた重要な無形資産（当該無形資産の持分を含みます。トにおいて同じです。）の移転に係る当該構成会社等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに当該移転に係る無形資産の内容及び対価の額その他当該構成会社等の間で行われた当該移転の概要
 - チ 特定多国籍企業グループの構成会社等の資金の調達方法の概要（当該特定多国籍企業グループの構成会社等以外の者からの資金の調達に関する重要な取決めの概要を含みます。）
 - リ 特定多国籍企業グループの構成会社等のうち当該特定多国籍企業グループに係る中心的な金融機能を果たすものの名称及び本店又は主たる事務所の所在地（当該構成会社等が設立に当たって準拠した法令を制定した国又は地域の名称及び当該構成会社等の事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在する国又は地域の名称を含みます。）
 - ヌ 特定多国籍企業グループの構成会社等の間で行われる資金の貸借に係る対価の額の設定の方針の概要
 - ル 特定多国籍企業グループの連結財務諸表（租税特別措置法第 66 条の 4 の 4 第 4 項第 1 号に規定する連結財務諸表をいいます。以下同じです。）（連結財務諸表がない場合には、特定多国籍企業グループの財産及び損益の状況を明らかにした書類）に記載された損益及び財産の状況
 - ヲ 特定多国籍企業グループの居住地国（租税特別措置法第 66 条の 4 の 4 第 4 項第 8 号に規定する居住地国をいいます。ヲにおいて同じです。）を異にする構成会社等の間で行われる取引に係る対価の額とすべき額の算定の方法その他当該構成会社等の中の所得の配分に関する事項につき当該特定多国籍企業グループの一の構成会社等の居住地国の権限ある当局のみによる確認がある場合における当該確認の概要
 - ワ 前各項目に掲げる事項について参考となるべき事項
- (10) (9)イ～ワの記載に当たっては次の点に注意してください。
- イ (9)の構成会社等とは、次の会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含みます。）をいいます。以下同じです。）をいいます。
 - ① 企業グループ（租税特別措置法第 66 条の 4 の 4 第 4 項第 1 号に規定する企業グループをいいます。以下同じです。）の連結財務諸表にその財産及び損益の状況が連結して記載される会社等
 - ※ 連結財務諸表にその財産及び損益の状況が連結して記載されるかどうかの判断は、

最終親会社等が採用する会計処理の基準に従って行ってください。例えば、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 51 年大蔵省令第 28 号。以下「連結財務諸表規則」といいます。）に従い連結財務諸表を作成している場合には、連結子会社（連結財務諸表規則第 2 条第 4 号（定義）に規定する連結子会社をいいます。以下同じです。）が構成会社等となります。ただし、更生会社、破産会社等であって有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社等及び関連会社（同条第 7 号に規定する関連会社をいいます。以下同じです。）は構成会社等に該当しません。

- ② 企業グループの連結財務諸表において、当該会社等の資産、売上高（役務収益を含みます。）、損益、利益剰余金、キャッシュ・フローその他の項目からみて、連結の範囲から除いても企業グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいことにより連結の範囲から除かれる会社等（その企業グループの他の会社等がその会社等に係る議決権の過半数を自己の計算において所有していることその他の事由により当該会社等の意思決定機関を支配している場合における当該会社等に限ります。）

※ 例えば、連結財務諸表規則に従い連結財務諸表を作成している場合には、連結財務諸表規則第 5 条第 2 項（連結の範囲）の規定により連結の範囲から除かれた子会社（同第 2 条第 3 号に規定する子会社をいいます。以下同じです。）が該当します。

- ③ 企業グループにおける支配会社等（その企業グループの会社等のうちその企業グループの他の会社等に係る議決権の過半数を自己の計算において所有していることその他の事由により当該他の会社等の意思決定機関を支配しているもの（以下「親会社等」といいます。）であってその親会社等がないものをいいます。④において同じです。）の株式又は出資を金融商品取引所等に上場するとしたならば作成されることとなるその企業グループの連結財務諸表にその財産及び損益の状況が連結して記載される会社等

※ 例えば、連結財務諸表規則に従い連結財務諸表を作成するとしたならば、連結子会社に該当することとなる子会社が構成会社等となります。ただし、更生会社、破産会社等であって有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社等及び関連会社は構成会社等に該当しません。

- ④ 企業グループにおける支配会社等の株式又は出資を金融商品取引所等に上場するとしたならば作成されることとなるその企業グループの連結財務諸表において、当該会社等の資産、売上高（役務収益を含みます。）、損益、利益剰余金、キャッシュ・フローその他の項目からみて、連結の範囲から除いても企業グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいことにより連結の範囲から除かれる会社等（その企業グループの他の会社等がその会社等に係る議決権の過半数を自己の計算において所有していることその他の事由により当該会社等の意思決定機関を支配している場合における当該会社等に限ります。）

※ 例えば、連結財務諸表規則に従い連結財務諸表を作成するとしたならば、連結財務諸表規則第 5 条第 2 項の規定により連結の範囲から除かれることとなる子会社は構成会社等となります。

- ロ 事業概況報告事項は、特定多国籍企業グループのグローバルな事業活動の全体像に関する情報を税務当局に提供することを目的としているため、詳細で網羅的な情報の提供が意

図されているものではありません。ただし、(9)イについては、特定多国籍企業グループの全ての構成会社等の情報を記載してください。

ハ 事業概況報告事項の記載に当たっての重要性の判断については、独立企業間価格の算定における信頼性に影響があるか否かが基準となります。

ニ 事業概況報告事項は、租税特別措置法施行規則第 22 条の 10 の 5 第 2 項の規定に基づき日本語又は英語で記載してください。英語で記載されたものについては、必要に応じて日本語による翻訳文の提供を求め場合があります。

ホ (9)イの「特定多国籍企業グループの構成会社等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに当該構成会社等の間の関係を系統的に示した図」とは、最終親会計年度末における出資関係（出資割合）を系統的に記載した図をいいます。当該図については、例えば、法人税法施行規則第 35 条第 1 項第 5 号（確定申告書の添付書類）の規定により事業等の概況に関する書類の一部として作成する「当該内国法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図」（以下「出資関係図」といいます。）と同様のものを作成してください（(9)イの図に記載する構成会社等と、出資関係図に記載する法人の範囲は異なりますのでご注意ください）。

なお、図に代えて一覧表の形式としても差し支えありません。

ヘ (9)ロ(イ)の「当該特定多国籍企業グループの構成会社等の売上、収入その他の収益の重要な源泉」には、例えば、特定多国籍企業グループの売上、収入その他の収益の重要な源泉となる事業セグメント、主力商品、ビジネスモデル、経営方針、事業戦略、ブランド、技術・ノウハウなどの概要を記載してください。

ト (9)ロ(ハ)の「当該特定多国籍企業グループの商品若しくは製品又は役務の販売又は提供に係る売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額」とは、当該商品若しくは製品又は役務の販売又は提供に係る連結財務諸表に計上された売上金額、収入金額その他の収益の合計額をいいます（特定多国籍企業グループが連結財務諸表を作成していない場合には、連結財務諸表を作成するとしたならば、当該連結財務諸表に計上されることとなる売上金額、収入金額その他の収益の合計額をいいます）。

チ 事業概況報告事項に記載する無形資産は、法人税法施行令第 183 条第 3 項第 1 号イからハまで（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）に掲げるもののほか、顧客リスト、販売網等の重要な価値のあるものをいいます。

リ (9)ヲの確認とは、租税条約（法人税法第 2 条第 12 号の 19 ただし書（定義）に規定する条約をいいます。）の相手国等の権限ある当局との間の相互協議の合意を伴わない、事前確認（税務署長又は国税局長が、国外関連取引に係る独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容について確認をすることをいいます。以下同じです。）、外国の制度に基づく事前確認に相当する確認及びその他の税務ルーリングを含みます。